青森市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

子ども・子育て支援新制度と青森市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援新制度

国の現状と課題

- ○急速な少子化の進行
- ○結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
- 〇子ども・子育て支援が質・量ともに不足
- ○子育ての孤立感と負担感の増加
- ○深刻な待機児童問題
- ○放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- ○M字カーブ
- ○子育て支援の制度・財源の縦割り
- ○地域の実情に応じた提供対策が不十分

質の高い幼児期の学校教育、保 育の総合的な提供

保育の量的拡大・確保、 教育・保育の質的改善

- •待機児童の解消
- •地域の保育を支援

地域の子ども・子育て支援の充 実

子ども・子育て支援の新たな仕組みの創設(H27~)

新制度の主なポイント

- ①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」) 及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
- ②認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
- ③地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、 放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充実
- ④市町村が実施主体
- ⑤社会全体による費用負担
- ⑥政府の推進体制
- ⑦子ども・子育て会議の設置

<市が取り組むこと>

- ◎市町村子ども・子育て支援事業計画の策定
- 国の基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の提供体制の確保等に関する計画を策定

(※本市では、H27.3月に「青森市子ども・子育て支援事業計画」を策定)

- ◎地方版子ども・子育て会議の設置
- 事業計画策定の審議を行うととれて、継続的に点検・評価・見直しを行って いく役割を期待
 - (※本市では、H25.6月に「青森市子ども・子育て会議」を設置)

青森市子ども・子育て支援事業計画

位置づけ

青森市子ども総合プラン(分野別計画)の実施計画

計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

記載事項

- 1 教育・保育提供区域の設定 「東部」、「西部・北部」、「南部・中部」、「浪岡」の4区域
- 2 教育・保育提供区域ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに提供 体制の確保の内容及び実施時期
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容 及び実施時期
- 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する 体制の確保の内容

★国の基本指針に基づき、 計画の中間年(平成29年度)において見直し

国が示した「中間年の見直しに係る作業の手引き」に則り、 平成34年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる保育の受け皿 を整備することとした国の方針を踏まえた「教育・保育の量の見込み」等 を再推計し、計画を補正

≪参考≫

施設型給付

幼稚園 3~5歳

地域型保育給付

子ども・子育て支援新制度の概要

地方裁量型

保育所 0~5歳

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育など 共通の財政支援

認定こども園 0~5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、 学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを 与える等、制度改善を実施

※私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が

保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

小規模保育, 家庭的保育, 居宅訪問型保育, 事業所内保育

子育て支援 地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた

- •利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業
- •乳児家庭全戸訪問事業
- •養育支援訪問事業等 子育て短期支援事業
- 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・セン ター事業)
- •延長保育事業
- ·病児保育事業 ・放課後児童クラブ
- 実費徴収に係る補足給付 を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・ 能力活用事業

国主体 仕事と子育ての 両立支援

仕事・子育で両立支援事業

- 企業主導型保育事業 ⇒事業所内保育を主軸とした企 業主導型の多様な就労形態に 対応した保育サービスの拡大 を支援(整備費、運営費の助
- ベビーシッター等利用者 支援事業
- ⇒残業や夜勤等の多様な働き 方をしている労働者等が、低 廉な価格でベビーシッター派遣 サービスを利用できるよう支援

2 中間年の見直しに係る推計等(概要)

(1)本市の現状

ポイント

- 〇就学前児童数 ・・・ 出生率は横ばいだが、女性人口(15~49歳)の減少に伴い、2~3%程度の減少傾向
- 〇教育·保育需要 · · · O歳~3歳において、1~2%程度の増加傾向
- 〇待機児童数・・・ 国の調査定義ではゼロだが、自宅近く等の特定施設を希望し他の施設に入所しない保留児童が存在

(国定義) 0人(H29.4月1日時点) 年度末(H29.3月) 21人 年度最大(H28.11月) 85人(全件) 64人(H29.4月1日時点) 年度末(H29.3月) 192人 年度最大(H29.3月) 192人

〇利用定員 ・・・ 幼稚園の認定こども園への移行や保育所の施設整備支援などにより保育部分(2号・3号認定)は増加 一方、幼稚園部分(1号認定)は過大だった定員が見直され減少

〇入所児童・・・ 利用定員の弾力化(基準を遵守しながら定員を超えて入所させる措置)により、120%以内で入所

※認定区分

- 1号認定 教育標準時間認定・満3歳以上
 - ⇒ 認定こども園、幼稚園
- 2号認定 保育認定 満3歳以上
 - ⇒ 認定こども園、保育所
 - 3号認定 保育認定・満3歳未満
 - ⇒ 認定こども園、保育所、 地域型保育事業

(小規模保育、事業所内保育など)

(2)児童数の推計

ポイント

出生率は横ばいであるものの、女性人口の減少に伴い出生数は減少しており、平成38年度には、約3.200人、27%の児童が減少する見込み。

 ○女性人口
 H28
 56,956人
 ⇒
 H38
 41,982人
 (▲14,974人)

 ○出生数
 H28
 1,894人
 ⇒
 H38
 1,309人
 (▲ 585人)

 ○0~5歳児
 H29
 11,861人
 ⇒
 H38
 8,637人
 (▲ 3,224人)

 ○6~11歳児
 H29
 13,624人
 ⇒
 H38
 10,774人
 (▲ 2,850人)

	_			計画期間	g L								
	Γ.		i	计四别的	a)	,				各年4月	11日時点	(単位:ノ	人、%)
			実績値				推計値						
年齢		H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
15-49歳 女性人口 (9月末)		57,928	56,956	55,420	53,929	52,468	51,055	49,572	48,134	46,455	44,852	43,386	41,982
出生数		2,011	1,894	1,821	1,752	1,685	1,621	1,559	1,497	1,447	1,396	1,351	1,309
出生率		0.037	0.036	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037	0.037
0-5計		12,541	12,265	11,861	11,507	11,201	10,861	10,473	10,023	9,674	9,311	8,962	8,637
6-11計		14,221	13,866	13,624	13,438	13,057	12,661	12,377	12,171	11,762	11,410	11,109	10,774
計		26,762	26,131	25,485	24,945	24,258	23,522	22,850	22,194	21,436	20,721	20,071	19,411

(3)教育・保育の量の見込みの推計

ポイント

国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお、総量としては充足する見込みであるが、認定区分ごとには不足(偏在)。

各年4月1日時点(単位:人、%)

			実績値						推計値(女性就業率考慮後)																	
				H27					H28					H29					H30					H31		
年齢	認定区分	. — — der		認	定		1 — — ster		認	定				認	定				認	定				認	定	
		児童数	号別 人数	合計 人数	号別 割合	合計 割合	児童数	号別 人数	合計 人数	号別 割合	合計 割合	児童数	号別 人数	合計 人数	号別 割合	合計 割合	児童数	号別 人数	合計 人数	号別 割合	合計 割合	児童数	号別 人数	合計 人数	号別 割合	合計 割合
	1号		2,307		18.4%			2,156		17.6%			1,994		16.8%			1,842		16.0%			1,746		15.6%	
量の	2 号	12,541	3,870	8,907	30.9%	71.0%	12,265	3,874	8,857	31.6%	72.2%	11 061	3,864	8,685	32.6%	73.2%	11,507	3,856	8,754	33.5%	76.1%	11 201	3,930	8,791	35.1%	78.5%
見込み	3 号 (0歳)	12,041	481	0,907	3.8%	/1.0%	12,200	513	0,001	4.2%	12.2/0	11,861	485	0,000	4.1%	73.2%	11,507	531	0,754	4.6%	70.1%	11,201	570	0,791	5.1%	70.5%
	3号(1・2歳)		2,249		17.9%			2,314		18.9%			2,342		19.7%			2,525		21.9%			2,545		22.7%	
	1号		3,683		29.4%			3,308		27.0%			2,591		21.8%			2,591		22.5%			2,591		23.1%	
利用	2 号	12,541	3,627	10,050	28.9%	80.1%	12,265	3,688	9,925	30.1%	80.9%	11,861	3,810	9,454	32.1%	79.7%	11,507	3,810	9,454	33.1%	82.2%	11,201	3,810	9,454	34.0%	84.4%
定員	3号(0歳)	12,041	725	10,050	5.8%	OU. 1 /0	12,200	783	9,920	6.4%	00.9/0	11,001	841	9,404	7.1%	79.7%	11,507	841	9,404	7.3%	02.2/0	11,201	841	9,404	7.5%	04.4/0
	3号(1・2歳)		2,015		16.1%			2,146		17.5%			2,212		18.6%			2,212		19.2%			2,212		19.7%	
かい離	1号		1,376		11.2%			1,152		9.4%			597		5.0%			749		6.5%			845		7.5%	
[見込	2号	12,541	▲ 243	1,143	1 .9%	9.1%	12,265	▲ 186	1,068	1.5 %	0 70/	11,861	▲ 54	769	▲ 0.5%	6.5%	11,507	▲ 46	-	▲ 0.4%	6 1%	11,20	▲ 120	663	▲ 1.1%	5.9%
対	3 号 (0歳)	12,041	244	1,140	1.9%	9.170	12,200	270	1,000	2.2%	0.770	11,001	356	109	3.0%	0.5%	11,50	310	700	2.7%	0.1%	11,201	271	003	2.4%	3.9%
定員]	3号(1・2歳)		▲ 234		1.9 %			▲ 168		1.4 %			▲ 130		1.1%			▲ 313		▲ 2.7%			▲ 333		▲ 3.0%	

(4)今後の確保方策

中間年の見直しの結果、国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお市全域の教育・保育の総量としては充足する見込み。 しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があることから、区域ごとにきめ細やかな確保方策を定めることとする。

ア. 基本的な考え方

原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、

- ◆幼稚園の認定こども園への移行による2号・3号認定こどもの受入れ
- ◆施設整備等による既存施設の利用定員の増
- ◆利用定員の設定の適正化

により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保することとする。

また、空白地域等(※別添「保育所・幼稚園等位置図(H29.4.1現在)」参照。)について、必要に応じて施設の移転、分園等により解消を図る。

イ. 教育・保育施設等の利用定員の考え方

1号認定 認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限(浪岡区域以外の区域)

2号認定 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認

3号認定(O歳) 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認するとともに、1·2歳児への定員の割り振り変更を要請

3号認定(1・2歳) 施設に対し利用定員の増加及び定員弾力化による受入れを要請

ウ. 地域型保育事業による確保の考え方

教育・保育施設での利用定員の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業によっても確保する。

(5)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計

平成28年度の事業の点検及び評価において、計画における量の見込みが実績とかい離していた次の事業について推計した。

(単位:人)

		実統	責値		推計值	
事 業		H27	H28	H29	H30	H31
放課後児童健全育成事業(放課後児童会)	(低学年)	1,876	1,976	2,088	2,053	2,006
	(高学年)	239	385	430	426	414
乳児家庭全戸訪問事業		1,597	1,599	1,573	1,543	1,485
養育支援訪問事業		299	337	326	316	308
地域子育て支援拠点事業		5,601	5,787	5,799	5,799	5,799
一時預かり事業(在園児対象型)		89,871	84,882	79,114	73,259	69,688
一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミ	一時預かり	18,078	14,857	16,580	13,331	12,217
リー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	子育て援助活動支援	1,237	1,054	953	802	723
病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事	病児保育	784	736	1,024	998	972
業[病児・緊急対応強化事業])	子育て援助活動支援	128	113	127	125	122

計画の見直し(概要)

現行

<教育・保育(全域)>

△教育・休育(=	上以)/							
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度		
1号認定(子どもが満3	号認定(子どもが満3歳以上の専業主婦家庭等で、幼稚園等での教育を希望する場合) (人)							
①量の見込み		2,303	2,238	2,207	<u>2,195</u>	<u>2,196</u>		
②確保方策	(特定教育・保育施設)	2,303	2,238	2,207	<u>2,195</u>	<u>2,196</u>		
2-1		0	0	0	0	0		
2号認定(子どもが満る	B歳以上の共働き家庭等	で、保育所等	等での保育を	希望する場合	·)	(人)		
①量の見込み		3,916	3,810	3,751	3,740	3,743		
②確保方策	(特定教育・保育施設)	3,781	3,841	3,751	3,740	3,743		
2-1		▲ 135	31	0	<u>0</u>	<u>0</u>		
3号認定(0歳)(共働き	な家庭等で、保育所等で	の保育を希望	望する場合)			(人)		
①量の見込み		1,012	993	979	<u>962</u>	940		
②確保方策	(特定教育・保育施設)	739	793	971	<u>954</u>	<u>932</u>		
②唯 床 刀 永	(特定地域型保育事業)	8	8	8	<u>8</u>	<u>8</u>		
2-1		▲ 265	▲ 192	0	<u>0</u>	<u>0</u>		
3号認定(1・2歳)(共	働き家庭等で、保育所等	等での保育を	希望する場合	·)		(人)		
①量の見込み		2,485	2,510	2,463	<u>2,425</u>	<u>2,385</u>		
②確保方策	(特定教育・保育施設)	2,106	2,137	2,432	<u>2,394</u>	<u>2.354</u>		
	(特定地域型保育事業)	31	31	31	<u>31</u>	<u>31</u>		
2-1		▲ 348	▲ 342	0	<u>0</u>	<u>0</u>		
【確保方策の考え方	-]							

【確保方策の考え方】

1号認定については、現在の体制で量の見込みに対応した提供体制が確保できるものと考えていま

2号認定・3号認定については、

- ・保育所に対する利用定員の増
- ・認定こども園に対する利用定員の増
- ・幼稚園に対する認定こども園への移行
- ・認可外保育施設に対する新制度への移行(3号認定のみ)

による受入れを要請し、国が目標としている平成29年度末までに量の見込みに対応した提供体制 を確保することとします。

《参考》 実績

	平成28年度	
	数(4月1日時点 員数(4月1日時	
2,350	2,162	2,024
3,683	3,308	2,591
1,333	1,146	567
3,871	3,887	3,847
3,627	3,688	3,810
▲ 244	▲ 199	▲ 37
456	505	487
725	780	838
0	3	3
269	278	354
2,235	2,289	2,340
2,015	2,130	2,196
0	16	16
▲ 220	▲ 143	▲ 128
ı		

見直し後

<教育・保育(全域)>

			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号		3歳以上の専業主婦家庭	等で、幼稚園	園等での教育	を希望する場	景合)	(人)
	①量の見込み		2,303	2,238	2,207	<u>1,842</u>	<u>1,746</u>
	②確保方策	(特定教育・保育施設)	2,303	2,238	2,207	1.842	<u>1.746</u>
	2-1		0	0	0	0	0
2号	認定(子どもが満3	B歳以上の共働き家庭等	で、保育所等	での保育を	希望する場合	.)	(人)
	①量の見込み		3,916	3,810	3,751	<u>3,856</u>	3,930
	②確保方策	(特定教育・保育施設)	3,781	3,841	3,751	<u>3,810</u>	3,930
	2-1		▲ 135	31	0	<u> 46</u>	0
3号	認定(0歳)(共働き	家庭等で、保育所等で	の保育を希望	望する場合)			(人)
	①量の見込み		1,012	993	979	<u>531</u>	<u>570</u>
	②確保方策	(特定教育・保育施設)	739	793	971	<u>528</u>	<u>548</u>
	②唯下///水	(特定地域型保育事業)	8	8	8	<u>3</u>	<u>22</u>
	2-1		▲ 265	▲ 192	0	<u>0</u>	<u>0</u>
3号	認定(1・2歳)(共作	働き家庭等で、保育所等	での保育を	希望する場合	·)		(人)
	①量の見込み	,	2,485	2,510	2,463	<u>2,525</u>	<u>2,545</u>
	②確保方策	(特定教育・保育施設)	2,106	2,137	2,432	<u>2,196</u>	<u>2,475</u>
	②作的 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	(特定地域型保育事業)	31	31	31	<u>16</u>	<u>70</u>
	②一① 問年の目前して	坐う平成30年度及 <i>1</i> √3	▲ 348			<u>▲ 313</u>	<u>0</u>

<u>【中間年の見直しに伴う平成30年度及び平成31年度の確保方策の考え方】</u>

中間年の見直しの結果、国の女性就業率80%の目標を考慮してもなお市全域の教育・保育の総量としては充足する見込みです。しかし、認定区分や提供区域ごとでは、不足する区分や区域があ ることから、区域ごとにきめ細やかな確保方策を定めることとします。

ア. 基本的な考え方

- 原則、教育・保育施設等の新規認可等によらず、
- ・幼稚園の認定こども園への移行及び2歳児の受入れ推進
- ・施設整備等による既存施設の利用定員の増
- 利用定員設定の適正化
- <u>により認定区分ごとの偏在を解消し、必要数を確保</u>することとします。
- また、空白地域等について、必要に応じて施設の移転、分園等により解消を図ります。

- イ. 教育・保育施設等の利用定員の考え方 1号認定 認定こども園への移行によるものを除き、新たな利用定員の増加を制限 (浪岡区域以外の区域)
- 2号認定 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認
- 3号認定(O歳) 原則、施設の入所動向に応じた利用定員の増加を容認するとともに、1・2歳児 への定員の割り振り変更を要請
- 3号認定(1・2歳) 施設に対し利用定員の増加及び定員弾力化による受入れを要請

ウ. 地域型保育事業による確保の考え方

教育・保育施設での利用定員の確保を基本としつつも、保育の質が確保された地域型保育事業 こよっても確保します。

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
利月	者支援事業					(箇所)
	①量の見込み	1	1	1	1	1
	②確保方策	1	1	1	1	1
	2-1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

青森市子ども支援センターにおいて、教育・保育及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての 「情報集約・提供」「相談」「利用支援」等を行うことで、子ども支援センターがより総合的な子育て支援 を行うことが可能になります。

したがって、青森市子ども支援センターにおいて、この事業を実施することとします。

時間外保育事業

(人)

①量の見込み	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
②確保方策	2,690	2,654	2,610	2,583	2,562
2-1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

この事業は、自園の子どもを対象とする事業であり、各園において引き続き取り組んでいただくこと 等で量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

①量の見込み	(低学年)	2,196	2,143	2,092	<u>2,052</u>	<u>1,994</u>
①里07元2007	(高学年)	799	782	770	<u>758</u>	<u>740</u>
②確保方策	(低学年)	2,196	2,143	2,092	<u>2,052</u>	<u>1,994</u>
公唯 休刀來	(高学年)	799	782	770	<u>758</u>	<u>740</u>
2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

市内全小学校区に、全学年を対象として、放課後児童会を開設することを基本とします。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困 難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討します。

なお、既に開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所について は、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、改善を図っていきます。

子育て短期支援事業(ショートステイ)

(人目) 量の見込み 393 385 377 362 371

【確保方策の考え方】

1日の利用者数は「約1人」となっており、ショートステイの事業化の必要性はないものと考えていま

平成27年度	平成28年度	平成29年度
設置箇所数	Ţ	
1	1	1
1	1	1
0	0	0
【参考:相談	件数】	
319	671	_

利用者数

_	2,611	2,717
_	2,611	2,717

【参考:実施施設数】

万十: 夫肔川	LI取数 分母:X	引
90/100	91/100	_

利用者数

(人)

1,876	1,976	_
239	385	_
1,876	1,976	_
239	385	_
0	0	0
	:開設場所数 :開設小学校区	工数

下段:開設小学校区数					
45	49	54			
※ 35/45	※ 37/45	※ 37/45			
《利用希望のあった小学校区の全てに開					

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

|--|

変更なし

変更なし

放課後児童健全育成事業(放課後児童会)

①量の見込み	(低学年)	2,196	2,143	2,092	<u>2,053</u>	<u>2,006</u>
① 里 77 元 20 67	(高学年)	799	782	770	<u>426</u>	<u>414</u>
②確保方策	(低学年)	2,196	2,143	2,092	<u>2,053</u>	<u>2,006</u>
少惟休月來	(高学年)	799	782	770	<u>426</u>	<u>414</u>
2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

市内全小学校区に、全学年を対象として、放課後児童会を開設することを基本とします。

確保方策としては、小学校の余裕教室を活用して、開設場所を確保することを基本とし、確保が困 難な場合は、近隣の公共施設や民間施設の借用、または民間委託などを検討します。

なお、既に開設している放課後児童会で、1人当たりの面積1.65㎡を確保できない場所について は、現状のサービスの維持、質の向上を図りつつ、改善を図っていきます。

変更なし

(人)

現行 平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度

乳児家庭全戸訪問事業 (人) 量の見込み 1,447 1,475 1,430 1,399 1,369

実施体制:保健師20名、委託訪問指導員13名 確保方策 実施機関:青森市保健所

【確保方策の考え方】

平成23年度から平成25年度までの3年間の平均訪問人数が量の見込みを上回っていることから、 現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えていま

養育支援訪問事業

量の見込み	485	485	<u>485</u>	<u>485</u>	<u>485</u>
	実施体制:			談員1名、例 	保健師1名

【確保方策の考え方】

量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を 継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

地域子育で支援拠点事業

垣	式子育て支援拠点事業 -				((人回/月)
	量の見込み	6,831	6,837	6,722	<u>6,603</u>	<u>6,485</u>
	確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【確保方策の考え方】

本市が求める拠点施設1箇所当たりの利用者数や各地区の拠点施設の役割(各地区の教育・保育 施設等の連絡・調整)を踏まえ、市内8箇所(東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地 区2箇所、浪岡地区1箇所)で行い、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととし ます。

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり「預かり保育」)

		-			
①量の見込み	116,185	112,945	<u>111,609</u>	110,560	<u>110,876</u>
②確保方策	116,185	112,945	111,609	110,560	110,876
2-1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供 体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととします。

《参考》 実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度					
利用者数							
1,597	1,599	_					
【参考:訪問実施率】							
80.25%	88.00%						
利用者数							
299	337	_					

利用者数 · 開設箇所数

_	5,787	5,601
8箇所	8箇所	8箇所

利用者数

(人日)

(人)

_	84,882	89,871
_	84,882	89,871
0	0	0

【参考·宝施施設数】

分子:実施施	設数 分母:対	付象施設数
37/41	47/47	_

見直し後

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児家庭全戸訪問事業(人						
	量の見込み	1,475	1,447	<u>1,573</u>	<u>1,543</u>	<u>1,485</u>
	確保方策		保健師20名 青森市保健		指導員13名	

【【確保方策の考え方】

平成23年度から平成25年度までの3年間の平均訪問人数が量の見込みを上回っていることから、 現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えていま

養育支援訪問事業

量の見込み	485	485	<u>326</u>	<u>316</u>	308
	実施体制:(保健師1名

【確保方策の考え方】

量の見込みは、平成23年度から平成25年度までの3年間の平均値としており、現在の実施体制を 継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

地域子育て支援拠点事業

(()	П)	Ħ)

(人)

量の見込み	6,831	6,837	<u>5,799</u>	<u>5,799</u>	<u>5,799</u>
確保方策	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所	8箇所

【確保方策の考え方】

本市が求める拠点施設1箇所当たりの利用者数や各地区の拠点施設の役割(各地区の教育・保育 施設等の連絡・調整)を踏まえ、市内8箇所(東部地区2箇所、南部・中部地区3箇所、西部・北部地 区2箇所、浪岡地区1箇所)で行い、各地区の量の見込みに対応した提供体制を確保していくこととし ます。

一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり「預かり保育」)

(人日)

①量の見込み	116,185	112,945	<u>79,114</u>	<u>73,259</u>	<u>69,688</u>
②確保方策	116,185	112,945	<u>79,114</u>	<u>73,259</u>	69,688
2-1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

各地区にある全ての幼稚園、認定こども園がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供 体制は確保できることから、この事業の実施を各園に対して要請していくこととします。

現行

平成27年度 平成28年度 平成29年度 平成30年度 平成31年度

一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)[病児・緊急対応強化事業を除く])、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

「争某儿柄兄・ ((人日)	
①量の見込み		21,307	21,054	<u>20,708</u>	<u>20,475</u>	20,280
	一時預かり事業	20,295	20,042	<u>19,696</u>	<u>19,463</u>	<u>19,268</u>
②確保方策	子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	<u>1,012</u>	<u>1,012</u>	<u>1,012</u>
	子育て短期支援事業					
2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととします。

また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。

病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

	①量の見込み		2,131	2,088	2,049	<u>2,019</u>	<u>1.977</u>
	②確保方策	病児保育	1,931	1,888	<u>1.849</u>	<u>1,819</u>	<u>1,777</u>
		子育て援助活動支援事業	200	200	200	<u>200</u>	200
	2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所に加え、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区において、病児保育を行い、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

さらには、西部・北部地区についても、平成29年度を目途に病児保育を行うこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。

子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業「就学児のみ〕)

			/		(, - , ,
①量の見込み	405	405	405	405	405
②確保方策	405	405	405	405	405
2-1	0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

平成23年度から平成25年度までの3年間の平均利用者数は427人であるから、これを引き続き実施することにより量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

妊婦に対して健康診査を実施する事業

	2,015	1,976	1,953	1,912	1,870
量の見込み	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数	健診回数
	(23,938回)	(23,475回)	(23,202回)	(22,715回)	(22,216回)
	実施場所:	妊婦健診を	行っている医	医療機関等	
確保方策	実施体制:	県医師会との	の契約(公立	病院は直接	(契約)
	検査項目:基本健診、各種検査等				

____ 【確保方策の考え方】

平成23年度から平成25年度までの3年間の平均回数等が量の見込みを上回っていることから、現在の実施体制を継続することで量の見込みに対応した提供体制は確保できるものと考えています。

《参考》 実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度
利用者数		
19,315	15,911	
18,078	14,857	_
1,237	1,054	_
0	0	0
	かり事業実施 記数 分母:対	
62/100	65/100	_

利用者数

(人日)

(人日)

(人)

0	0	0
128	113	_
784	736	
912	849	_

【参考:病児保育実施箇所数】

4	4	

利用者数

_	402	284
_	402	284
(0	0

利用者数·健診回数

1,952	1,834	
(23,900回)	(22,304回)	_

見直し後

元代97年 帝	世代00年 南	世代90年 帝	平成30年度	亚代91年帝
+ DX // 1+ J5	+ DX / O + 10	+ DV / 9 + 1 + 1 + 1	十分以うけれた	

一時預かり事業(在園児対象型を除く)、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)「病児・緊急対応強化事業を除く])、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

(人目)

①量の見込み		21,307	21,054	<u>17,533</u>	<u>14,132</u>	<u>12,940</u>
	一時預かり事業	20,295	20,042	16,580	13,331	<u>12,217</u>
②確保方策	子育て援助活動支援事業	1,012	1,012	953	<u>802</u>	<u>723</u>
	子育で短期支援事業					
2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

全ての保育所がこの事業を実施することで量の見込みに対応した提供体制は確保できることから、この事業の実施を全ての保育所に対して要請していくこととします。

また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。

病児保育事業、子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]) (人日)

①量の見込み		2,131	2,088	<u>1,152</u>	<u>1,123</u>	<u>1,094</u>
②確保方策	病児保育	1,931	1,888	1,024	998	972
	子育て援助活動支援事業	200	200	<u>127</u>	<u>125</u>	<u>122</u>
2-1		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

南部・中部地区に位置している現在の病児一時保育所に加え、平成27年度から、東部地区及び浪岡地区において、病児保育を行い、当該地区の量の見込みに対応した提供体制を確保することとします。

さらには、西部・北部地区についても、平成29年度を目途に病児保育を行うこととします。 また、子育て援助活動支援事業によっても量の見込みの一部を確保できます。

変更なし

変更なし

現行

<教育・保育の一体的提供に係る推進体制(全域)>

	AND MAIN THATEMAN OF THE THAT (TANK)						
		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
幼保連携型認定こども園(食				(箇所)			
	目標設置数	12	12	9	9	9	
	目標設置総数(累計)	12	24	33	42	<u>51</u>	

《参考》 実績

平成27年度	平成28年度	平成29年度
施設数		
12	7	4
12	19	23

見直し後

<地域子ども・子育て支援事業(全域)>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
幼保	R連携型認定こども園					(箇所)	
	目標設置数	12	12	9	<u>8</u>	12	
	目標設置総数(累計)	12	24	33	<u>31</u>	<u>43</u>	
	WE BOOKER AND BOKER ON I	1. BB 6- 5- FI +	AL III A-	T) 1: 11		교 그미, 100 소시 기기	

※平成30年度及び平成31年度の数は、中間年の見直しの結果補正したものであるため、目標設置総数 (累計)が一致しない。